

情報開示

項目

1. 定款
2. 役員名簿
3. 会員名簿
4. 平成22年度事業報告
5. 貸借対照表総括表
6. 正味財産増減計算書総括表
7. 収支計算書総括表
8. 平成23年度事業計画
9. 平成23年度予算書

一般社団法人

教育文化振興実践桜会 定款

(Jissen Women's Educational Institute Alumnae Group)



この定款は、2011年4月1日より施行する。

一般社団法人 教育文化振興実践桜会 定款

第1章 総 則

〈名称〉

第1条 この法人は、一般社団法人教育文化振興実践桜会と称する。

〈事務所〉

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

〈目的〉

第3条 この法人は、学校法人実践女子学園（以下「学園」という）の事業を支援するとともに、会員相互の親睦提携を図り、あわせて、教育と文化の発展に資する事業を行い、もって、広く社会に貢献することを目的とする。

〈事業〉

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学園の教育事業の発展に資するための援助
- (2) 基金の設置等による奨学事業
- (3) 社会教育、生涯学習、文化活動等のための研修会、講演会、講習会及び展覧会等の開催並びにこれらを主宰する団体に対する助成事業
- (4) 会員および一般の使用に供する施設（会館等）の管理運営
- (5) 会員相互の親睦提携
- (6) パンフレットおよび機関紙等の発行
- (7) その他目的を達するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。

第3章 会 員

〈資格〉

第5条 この法人には、正会員及び賛助会員の2種類の会員をおく。

2. 正会員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学園経営の各学校卒業生で本会の趣旨に賛同して入会し、年会費を納める者
- (2) 学園経営の各学校に、その修業年限の2分の1以上在学した者のうち、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を受けて入会し、年会費を納める者

3. 賛助会員とは、前項規定の者以外で、本会の事業を賛助するために、理事会の承認を受けて入会した個人または団体をいう。

4. 本条第2項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

〈会費〉

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

〈任意退会〉

第7条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

〈除名〉

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

〈会員の資格の喪失〉

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

〈会員名簿〉

第10条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 総 会

〈構成〉

第11条 総会は正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般法人法の社員総会とする。

〈権限〉

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

〈開催〉

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。

〈招集〉

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会を招集するには、理事長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

〈議長・副議長〉

第15条 総会に議長および副議長をおく。

2. 議長は、その総会において、正会員出席者のうちから選出する。

3. 副議長は、議長が指名する。

4. 副議長は、議長を補佐する。

〈議決権〉

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

〈決議〉

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

〈書面による議決権行使〉

第18条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

〈議決権の代理行使〉

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

〈議事録〉

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長、副議長および出席した理事2名以上がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

〈役員の設定〉

第21条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 19名以上25名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を理事長とする。

3. 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

4. 代表理事以外の理事のうち、8名以内を常任理事とし、常任理事を一般法人法の業務執行理事とする。

〈役員を選任〉

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

〈理事の職務及び権限〉

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の会務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

4. 理事長及び常任理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければ

ばならない。

〈監事の職務及び権限〉

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

〈役員任期〉

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続三期を超えることはできない。

2. 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。増員により選任された理事の任期は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

3. 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

〈役員解任〉

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

〈役員報酬等〉

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務執行につき必要な実費を支給することができる。

〈役員損害賠償責任の免除〉

第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

〈構成〉

第29条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事で構成する。

〈権限〉

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

〈招集〉

第31条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集通知の手続を経ることなく開催することができる。

〈議長〉

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

〈決議〉

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

〈議事録〉

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印のうえ、事務所にこれを保管する。

第7章 資産および会計

〈基本財産〉

第35条 別表の財産は公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

〈事業年度〉

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〈事業計画及び収支予算〉

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

〈事業報告及び決算〉

第38条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を提出し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

〈借入金等〉

第39条 この法人が、収支予算に定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

2. 当該事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く借り入れをしようとするときも、前項同様とする。

〈剰余金の分配の制限〉

第40条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

〈定款の変更〉

第41条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

〈解散〉

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

〈残余財産の帰属〉

第43条 この法人が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業を行う公益的な団体に寄付するものとする。

第9章 公告の方法

〈公告の方法〉

第44条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局

〈事務局〉

第45条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雑 則

〈委任〉

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は銀島康子とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第35条関係）

財産種別	
預 金	27,966,601円

2. 役員名簿

理事長		鍛島	康子
総務部	常任理事	飯尾	美甫
	理事	大屋	恕子
		田島	みち代
		吉田	和代
		霜田	早苗
		吉留伊	智子
事業部	常任理事	吉岡	艶子
	理事	長嶺	弘子
		島尾	光代
		久保	貴子
財務部	常任理事	大川	徳子
	理事	荒井	櫻子
文化部	常任理事	田中	逸子
	理事	鈴木	克子
		福士	朝子
		北村恵	美子
広報部	常任理事	横田紀	代子
	理事	樺島	明子
		田光	雪枝
		味岡	令子
		神谷	早苗
監事		岩瀬	洋子
		古藤	黎子

会員名簿

当法人の平成23年度4月1日現在の会員数は下記の通りである。

会 員 数 60,547 名

内正会員数 8,780 名

会員名簿は個人情報につき公開いたしません。

平成 22 年度事業報告 (2010.4.1~2011.3.31)

1. 「那与竹」第 73 号発行
2. 春季委員会 (於：日野)
3. 平成 22 年度通常総会・支部懇談会 (於：グランドプリンスホテル高輪)
母校へ助成金贈呈
4. 実践桜会国際交流基金給付選考委員会 (書類選考)
5. 実践キャリアネット総会
6. 実践桜会国際交流基金給付選考委員会 (面接)
7. 実践桜会奨学基金給付選考会 (高校)
8. 飯塚幸子前学長叙勲記念講演会・祝賀会
9. 第 1 回国際交流基金奨学生交流会
10. 公開市民講座、同地区懇談会 (大学・短大後援会/実践桜会共催) 開催 (於：高崎)
11. 「なよたけ情報版」No.16 発行
12. 秋季委員会・創立 110 周年記念講演会 (於：渋谷)
13. 学祖祭・護国寺墓参
14. 実践桜会バザー開催
15. 社会活動助成金支給
16. 大学・短大「常磐祭」協賛・桜会賞贈呈
17. キャリアネットセミナー第 2 回
18. 実践桜会奨学基金給付選考会 (大学院、大学、短大)
19. 臨時総会 (於：渋谷校舎)
20. 新会館地鎮祭
21. キャリアネットセミナー第 3 回
22. 新春歌舞伎観劇会 (国立劇場)
23. 第 1 回科会長との意見交換会
24. 第 2 回科会長との意見交換会
25. 第 2 回国際交流基金奨学生交流会
26. 実践桜会公式ホームページの随時掲載

貸借対照表総括表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	一般会計	奨学基金	国際交流基金	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1 流動資産					
現金・預金等	11,486,349	3,052,312	3,023,359		17,562,020
未収入金	0	0	0		0
流動資産合計	11,486,349	3,052,312	3,023,359	0	17,562,020
2 固定資産					
(1)基本財産					
減価償却資産	8,522,572	0	0		8,522,572
預金その他	27,966,601	13,150,000	60,000,000		101,116,601
基本財産合計	36,489,173	13,150,000	60,000,000	0	109,639,173
(2)特定資産					
会館建設特定預金	93,937,825	0	0		93,937,825
会館修理特定預金	945,334	0	0		945,334
退職給付引当預金	904,568	0	0		904,568
特定資産合計	95,787,727	0	0	0	95,787,727
(3)その他の固定資産					
定期預金等	52,400,000	0	0		52,400,000
減価償却資産	2,359,852	0	0		2,359,852
建設仮勘定	6,062,175				
その他固定資産合計	60,822,027	0	0	0	60,822,027
固定資産合計	193,098,927	13,150,000	60,000,000	0	266,248,927
資産合計	204,585,276	16,202,312	63,023,359	0	283,810,947
II 負債の部					
1 流動負債					
前受金	4,700,000	0	0		4,700,000
預り金	19,222	0	0		19,222
流動負債合計	4,719,222	0	0	0	4,719,222
2 固定負債					
入会予納金	52,400,000	0	0		52,400,000
退職給付引当金	904,568	0	0		904,568
固定負債合計	53,304,568	0	0	0	53,304,568
負債合計	58,023,790	0	0	0	58,023,790
III 正味財産の部					
1 指定正味財産	36,489,173	13,150,000	60,000,000		109,639,173
2 一般正味財産	110,072,313	3,052,312	3,023,359		116,147,984
正味財産合計	146,561,486	16,202,312	63,023,359	0	225,787,157
負債及び正味財産合計	204,585,276	16,202,312	63,023,359	0	283,810,947

正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	奨学基金	国際交流基金	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1)経常収益					
①基本財産運用益	14,468	16,944	106,038		137,450
②受取入会金	13,190,000	0	0		13,190,000
③受取会費	14,852,000	0	0		14,852,000
④事業収益	4,717,561	1,000,000	2,000,000	△ 3,000,000	4,717,561
⑤受取寄付金	1,733,000	0	0		1,733,000
⑥雑収益	867,243	0	0		867,243
⑦指定正味財産からの振替額	888,821	0	0		888,821
経常収益計	36,263,093	1,016,944	2,106,038	△ 3,000,000	36,386,075
(2)経常費用					
①事業費	20,011,347	1,200,000	2,273,560	△ 3,000,000	20,484,907
・教育文化事業費	10,322,741	1,200,000	2,273,560	△ 3,000,000	10,796,301
・会員関係事業費	9,688,606	0	0		9,688,606
②管理費	17,768,834	0	0		17,768,834
経常費用計	37,780,181	1,200,000	2,273,560	△ 3,000,000	38,253,741
当期経常増減額	△ 1,517,088	△ 183,056	△ 167,522	0	△ 1,867,666
2 経常外増減の部					
(1)経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,517,088	△ 183,056	△ 167,522	0	△ 1,867,666
一般正味財産期首残高	111,589,401	3,235,368	3,190,881	0	118,015,650
一般正味財産期末残高	110,072,313	3,052,312	3,023,359	0	116,147,984
II 指定正味財産増減の部					
①一般正味財産への振替額	888,821	0	0	0	888,821
当期指定正味財産増減額	△ 888,821	0	0	0	△ 888,821
指定正味財産期首残高	37,377,994	13,150,000	60,000,000	0	110,527,994
指定正味財産期末残高	36,489,173	13,150,000	60,000,000	0	109,639,173
III 正味財産期末残高	146,561,486	16,202,312	63,023,359	0	225,787,157

収支計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	奨学基金	国際交流基金	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入					
(1)基本財産運用収入	14,468	16,944	106,038		137,450
(2)入会金収入	13,190,000	0	0		13,190,000
(3)会費収入	14,852,000	0	0		14,852,000
(4)事業収入	4,717,561	1,000,000	2,000,000	△ 3,000,000	4,717,561
(5)寄付金収入	1,733,000	0	0		1,733,000
(6)その他収入	867,243	0	0		867,243
事業活動収入計	35,374,272	1,016,944	2,106,038	△ 3,000,000	35,497,254
2 事業活動支出					0
事業費支出	20,011,347	1,200,000	2,273,560	△ 3,000,000	20,484,907
(1)教育文化事業費支出	10,322,741	1,200,000	2,273,560	△ 3,000,000	10,796,301
(2)会員関係事業費支出	9,688,606	0	0		9,688,606
管理費	17,114,322	0	0		17,114,322
事業活動支出計	37,125,669	1,200,000	2,273,560	△ 3,000,000	37,599,229
事業活動収支差額	△ 1,751,397	△ 183,056	△ 167,522	0	△ 2,101,975
II 投資活動収支の部					0
1 投資活動収入	14,762,175	0	0		14,762,175
2 投資活動支出	6,352,175	0	0		6,352,175
投資活動収支差額	8,410,000	0	0	0	8,410,000
III 財務活動収支の部					0
1 財務活動収入	0	0	0		0
2 財務活動支出	0	0	0		0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	0				0
当期収支差額	6,658,603	△ 183,056	△ 167,522	0	6,308,025
前期繰越収支差額	326,872	3,235,368	3,190,881		6,753,121
次期繰越収支差額	6,985,475	3,052,312	3,023,359	0	13,061,146

平成23年度 各部事業計画

(平成22年度臨時総会承認済)

【理事長】

1. 実践桜会会館建替え3ヵ年計画 平成22～24年(継続)

【総務部】

1. 総会、理事会、常任理事会、委員会の開催
2. 学祖祭 10/8 (護国寺墓前、渋谷校舎香雪記念室内祭壇、会館に祭壇設置) 参拝
3. 入学、卒業祝い記念品の贈呈(4月、3月)
4. 公開市民講座、同地区懇談会(大学・短大後援会/実践桜会共催) 開催
5. その他学園等の懇親行事に参加
6. 大学・短大「常磐祭」に参加
7. 「下田歌子先生を顕彰する会」開催

【総務部—会員部】

1. コンピューターによる会員サービス事業(名簿管理など)
2. 正会員増員のための事業5ヵ年計画(継続)

【総務部—会館管理部】

実践桜会会館・日野分室の点検整備・営繕

【事業部】

1. 母校教育助成(助成金)
2. 実践桜会奨学基金奨学金給付
大学院・大学・短大生(いずれも社会人入学生を含む)・高校生各1名、特別枠
3. 実践桜会国際交流基金奨学金給付
4. 社会活動助成金(学園関係団体、系列団体、地域団体)の給付
5. 大学・短大「常磐祭」に協賛・桜会賞贈呈
6. 結婚相談事業
7. 生涯学習事業(書道教室、ハーダンガー刺繍教室、囲碁教室)

8. 図書の貸出し及び整備・購入
9. 会館貸室事業

[文化部]

1. 実践桜会バザー開催
2. 歌舞伎観劇会（国立劇場）
3. その他観劇会
4. 親睦会
5. 母校記念品販売取扱い

[広報部]

1. 「那与竹 NO.74 号」 4月1日発行
2. 「なよたけ情報版 NO.17 号」 10月1日発行
3. 実践桜会公式ホームページの管理・運営

[キャリアネット]

1. 総会・講演会の開催
2. セミナーの開催
3. 会員相互の情報交換会・懇親会
4. 在学生のための就職相談会の実施
5. 卒業生のための就職・転職相談会
6. 会員を増やすための調査、広報活動

予算書(正味財産増減計算書)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	280,000
受取入会金	13,700,000
受取会費	16,200,000
事業収益	6,000,000
受取寄付金	1,500,000
雑収益	850,000
経常収益計	38,530,000
(2) 経常費用	
事業費	31,550,000
管理費	14,700,000
経常費用計	46,250,000
当期経常増減額	△ 7,720,000
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,720,000